

埴町国土強靱化地域計画

令和2年3月

埴町



【目次】

第1章	はじめに	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	1
第2章	基本的な考え方	
1	基本目標	2
2	事前に備えるべき目標	2
3	強靱化を推進する上での基本的な方針	2
第3章	地域特性	
1	埴町の地域特性	4
2	埴町における主な自然災害リスク	5
第4章	脆弱性評価	
1	評価の枠組み及び手順	6
2	評価結果	8
第5章	強靱化の推進方針	
1	推進方針の策定	9
2	推進方針の具体的内容	9
第6章	計画の推進	
1	推進体制	31
2	進捗管理及び見直し	31
《別紙1》	脆弱性評価の結果	
《別紙2》	施策担当課ごとの強靱化施策の推進方針	
《別紙3》	個別事業	

年月日	修正等概要
2020年3月31日	埜町国土強靱化地域計画策定

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

平成23年3月に発生した東日本大震災では、埴町は大きな被害はなかったものの、震災直後には停電となり、電話をはじめとする通信の障害や交通の混乱、また、物流機能の停滞による燃料や生活必需品の不足など、まさに「想定外」の事態となった。

更に、原子力発電所の爆発事故により、誰も経験したことがない、目に見えない放射能に対する様々な対応に追われた。幸い、埴町では、地震による被害も、放射能の影響も深刻なものではなかったが、東北地方や県内では、庁舎の倒壊や、職員の多くが犠牲となった自治体など、行政機能にも壊滅的な被害をもたらした。

令和元年10月12日から13日にかけて、全国的に甚大な被害をもたらした台風19号は、埴町で1日あたりの雨量が200ミリを超え、戦後最高雨量を記録した。大字埴、川上地区で100世帯以上が浸水被害を受けた。農地や道路などにも被害が及び、大量の災害ごみが発生するなど、これまでに経験したことがない対応を迫られた。

我々職員は、これらの災害、震災の経験から学んだ多くの教訓を、今後も直面する様々な災害への対応に活かし、町民の生命、財産及び生活を守る使命がある。

こうした中、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施によって大規模自然災害等に備えることを目的として、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定された。国は、平成26年6月に基本法第10条の規定に基づく国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するための枠組みが整備された。

福島県においても、東日本大震災から得た教訓を踏まえ、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱な県土・地域社会を構築し、安全で安心な県づくりを推進するため、「福島県国土強靱化地域計画」を平成30年1月22日に策定した。

国土強靱化を実効性あるものとするためには、国のみならず地方公共団体や民間事業者、住民などの関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠であり、埴町においても、国や県などと連携して強靱化の取り組みを計画的に推進するため、本計画を策定するものである。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものであり、「埴町長期総合計画」や「埴町人口ビジョン及び総合戦略」「埴町地域防災計画」をはじめとする様々な分野の計画等との調和を図りつつ、「災害に強い町づくり」という観点において各種計画等の指針となるものである。

3 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和元年（2019）年度を初年度とし、令和3（2021）年度までの4年間とする。

なお、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとする。

第2章 基本的な考え方

1 基本目標

国、県の基本計画を踏まえ、埴町における強靱化を推進する上での基本目標として、次の4項目を設定する。

いかなる大規模自然災害等が発生しようとも

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興が図られること

2 事前に備えるべき目標

- ①大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- ③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する
- ④大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する
- ⑤大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の理念及び基本計画を踏まえ、次の基本的な方針に基づき、災害に強いまちづくりに取り組む。

（1）強靱化の取組姿勢

- ・埴町の強靱性を損なう本質的原因について、あらゆる側面から検討する。
- ・短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む。

- ・ 県、国、周辺の市町村など、必要に応じて相互に連携・補完し合うことにより、町の災害等に対する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ・ ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・ 国、県、町、住民及び民間事業者等が適切な相互連携と役割分担の下、自助（自分で自分を助けること）・共助（家族、企業や地域コミュニティでともに助け合うこと）・公助（行政による救助・支援）の取組を推進し、防災力の向上に取り組む。
- ・ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- ・ 既存の社会資本の有効活用、施設等の適切な維持管理、国、県の施策及び民間資金の活用等により、限られた財源において効率的に施策を推進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・ 人口減少や少子高齢化、交通事情等、地区ごとの特性や課題に応じ、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者等に配慮した施策を講じる。
- ・ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第3章 地域特性

1 埴町の地域特性

(1) 位置・地勢・気候

埴町は、面積が211.4㎢、福島県の南東部に位置し、茨城、栃木の両県と境し、阿武隈山系と八溝山系に囲まれた田園と山林の町である。

鮎の生息数日本一を誇る久慈川が町の中央を南北に流れ、その支流である渡瀬川、川上川の溪流とともに、町の豊かな自然の象徴となっている。

平均気温は12℃前後であり、比較的温暖で冬でも降雪が少ない地域であるが、年間降水量は1400mmを超える。町内の標高が高いところでは、気温が低く、町の中心部と比較すると降雪量も多い。

令和元年10月に発生した台風19号では、久慈川、渡良瀬川、川上川が氾濫危険水域を超え、床上浸水の被害に遭った住宅が70戸を超えるなど、甚大な被害をもたらしている。

年間降水量と気温の推移

年	降水量(mm)			気温(℃)		
	合計	日最大	1時間当	平均	最高	最低
1979	1374	115	23	11.9	33.2	-9.2
1989	1589	124	28	11.7	32.5	-6.8
1999	1628	154	64	12.2	34.7	-10.3
2009	1313	117	40	12.2	33.2	-8.4
2018	1204	87	33	12.8	35.7	-12.5

気象庁ホームページ 各種データ・資料 東白川観測所データより抜粋

(2) 人口

埴町の人口は、戦後のピークである1955年の16,670人から、1985年を除き、減少し続けており、2010年には9,884人で、戦後のピークの5割程度にまで減少している。平成31(2019)年3月31日現在、8,702人となっている。首都圏への人口流出、未婚化・晩婚化の進行、出生数の減少等の要因により人口減少が進み、昭和55年(1980)に過疎地域に指定されている。

(3) 社会基盤

埴町では、町の中心部を南北に国道118号が走っており、それと並行するようにJR水郡線が縦走している。また、町の北部に国道289号、南部には349号が走っている。東北圏と首都圏を結ぶ東北自動車道、常磐自動車道からは、おおむね1時間かかる距離にある。

埴町の産業は、米を基幹作物として、野菜、畜産等の複合経営を行う農業、豊富な山林資源を活かした林業、精密機器、金属加工、縫製などの製造業、大字埴を中心に立地する商業が中心である。原子力発電所の事故による風評被害、少子高齢化による後継者不足等、社会動向の負の影響を受け、耕作放棄地の増加、小

売商店数の減少等を余儀なくされているが、ダリアなど地域資源を活かした特産品づくりなど、時代のニーズをとらえた新しい動きもみられる。

温泉や、自然を活かした新たな観光資源の掘り起こしなど、近隣自治体と連携した取り組みを進めている。

2 埴町における主な自然災害リスク

(1) 地震災害

栃木県北部に、活動度の高い関谷断層が埴町との県境まで伸びていることが推定されており、内陸直下型地震が発生するリスクを抱えているほか、茨城県の常陸太田市から棚倉町にかけて棚倉構造線が存在している。

埴町の地質は、主に花崗岩、砂岩、泥岩、礫岩及び凝灰岩となっているが、町の中心部から西部にかけては花崗岩が中心であり、比較的揺れが少ない傾向にある。平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源とした国内観測史上最大の地震により、埴町では震度5弱が観測されたが、建物の倒壊などの被害はほとんどなかった。

しかし、福島県沖は太平洋プレートの沈み込み部となっており、プレート活動に起因する海溝型地震の発生頻度が比較的高い地域であり、隣接する他県沖にもプレート境界が連続しているために、本県沖以外で地震が発生した場合でも被害を受ける可能性があり、地震に対する備えは必要である。

(2) 風水害・土砂災害

埴町を流れる河川は、大別すると久慈川水系、鮫川水系がある。大雨により両水系の河川の水位が上昇すると、堤防の内側の河床と同等、またはそれよりもやや低い場所では、内水氾濫が発生しやすくなり、浸水被害の増大につながる危険が想定される。

また、町内には、羽黒山周辺などに急傾斜地が点在しており、豪雨による土砂災害により、生命や財産に壊滅的な被害を与えるおそれがある。

これまでも、台風や豪雨の影響による風水害・土砂災害が発生しており、令和元年10月には、台風19号により100戸以上の住宅で浸水被害、土砂崩れによる道路の寸断、農地の被害など大きな被害が発生している。

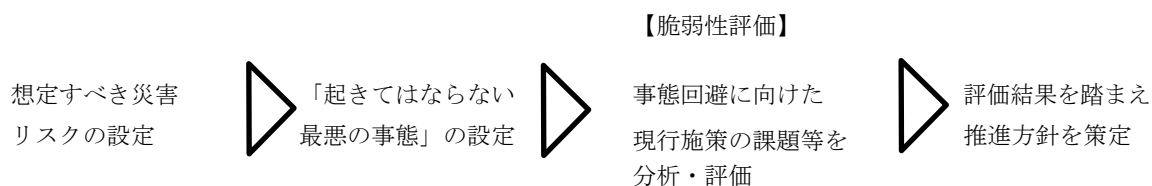
(3) 雪害

本町は、片貝、那倉、矢塚地区など標高の高い地区では降雪量が多く、冬季は大型特殊免許を取得した職員が除雪作業にあっている。雪崩等の被害が発生するリスクはないものの、近年では除雪作業が困難となるほどの降雪に見舞われ、幹線道路から離れた山間部では、救急車の到着に4時間かかる事案が発生しており、雪害対策についても検討する必要がある。

第4章 脆弱性の評価

1 評価の枠組み及び手順

脆弱性の評価は、埴町を大規模自然災害等に対し強くしなやかな地域にするため、町が抱える課題・弱点（脆弱性）を洗い出し、現行施策について分析・評価するものであり、強靱化に必要な施策の推進方針を策定するために必要不可欠なプロセスとして、次の枠組みにより実施した。



(1) 本計画の対象とする災害リスク

埴町は、様々な自然災害のリスクを抱えていることから、甚大な被害をもたらす可能性がある大規模自然災害全般について、本計画において想定すべき災害リスクの対象とする。

(2) 「起きてはならない最悪の事態」の設定

第2章の2で設定したそれぞれの目標に対して、仮に起きたとすれば致命的な影響が生じるものと想定される24の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

- (1) 地震等による建物・交通施設等の大規模倒壊や火災による死傷者の発生
- (2) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
- (3) 土砂災害等による死傷者の発生
- (4) 豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生
- (5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

- (1) 食料・飲料水等生命に関わる物資供給の長期停止
- (2) 長期にわたる孤立集落等の発生
- (3) 消防・医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能及び救助・救急活動の麻痺または大幅な低下

(4) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する

- (1) 災害時の治安維持等災害対応力の強化
- (2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
- (3) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

4. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

- (1) サプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下、経済活動の停滞
- (2) 食料等の安定供給の停滞

5. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保し、これらの早期復旧を図る

- (1) 電気、石油、LPガス等の供給機能の停止
- (2) 上水道等の長期間にわたる機能停止
- (3) 基幹交通及び地域交通ネットワークが分断する事態
- (4) 異常渇水等による用水の供給途絶

6. 制御不能な二次災害を発生させない

- (1) ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
- (2) 有害物質の大規模拡散・流出
- (3) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

- (1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる
- (2) 復旧・復興を担う人材等の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる
- (3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる

(3) 施策分野の設定

脆弱性評価は、基本法において国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされているため、埴町長期総合計画等を参考に、個別施策分野を7分野とした。施策については、関係課単位で整理している。

	強靱化施策分野（7項目）
1	農林業・産業
2	保健医療・福祉
3	住宅・消防・交通・環境
4	上下水道・ライフライン
5	土地利用・保全
6	行政・リスクに関する情報共有
7	長寿命化対策

左の表と関連する長期総合計画の基本計画	
I	人でにぎわう魅力と活力にあふれる町づくり
I-1-1	特色ある農業経
I-1-2	農業基盤の整
I-2-1	多面的森林の利活
I-2-2	林業基盤の整備
I-3-1	活力ある商店街の整備充実
I-3-2	商工業の振興
I-4-1	活力ある地域産業の創造
II	健康で生き生きと暮らせる町づくり
II-2-3	地域医療の充実
II-3-1	地域福祉の充実
II-3-2	高齢者福祉の充実
II-3-3	障がい者の自立支援
IV	豊かな自然を生かし家庭と地域に安全な町づくり
IV-1-1	災害に強いまち
IV-1-2	交通安全と防災対策
IV-2-3	道路・交通体系の整備
IV-2-1	快適な住宅環境
IV-2-2	上下水道の整備充実
IV-3-1	自然環境の保全と活用
IV-3-2	生活環境の保全
IV-3-3	循環型社会の構築
IV-2-4	土地の計画的利用
V	町民みんなが主役の町づくり
V-1-1	信頼される行政サービス
V-2-2	情報共有の推進
V-2-2	協働によるふるさとづくり
V-1-2	健全な財政運営

(4) 評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態」ごとに関連する現行施策の取組状況や課題等を各課等において分析するとともに、「最悪の事態」を回避するための横断的な施策群を整理し、脆弱性の総合的な分析・評価を実施した。

なお、各施策の達成度や進捗状況を定量的に分析・評価するため、できる限り具体的な数値指標の設定に努めた。評価結果は、別紙1のとおりである。

第5章 強靱化の推進方針

1 推進方針の策定

第4章における脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために取り組むべき強靱化施策の推進方針について、「起きてはならない最悪の事態」ごとに策定した。

また、強靱化施策分野ごとに推進方針を整理した内容は、別紙2のとおりである。

なお、本計画で設定した「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態が発生した場合であっても、町に致命的なダメージを与えるものであることから、重点化や優先順位付けは行わず、全ての強靱化施策について推進を図るものとする。

2 推進方針の具体的内容

本町の強靱化施策の推進方針として策定した具体的内容は、以下とおりであり、具体的な内容を推進するための個別事業については、別紙3のとおりである。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1－（1）地震等による建物・交通施設等の大規模倒壊や火災による死傷者の発生

（住宅・建築物の耐震化等）

○大地震による被害を未然に防ぎ、安全で安心な生活を守るため、住宅及び多数の方が利用する集会施設や学校などの公共建築物の耐震化を推進する。住宅は住民生活の基盤として、公共建築物は防災拠点や避難施設等として重要な役割を担っており、建築物の倒壊等による被害を最小限度に抑えるため、関係団体との連携を強化しつつ、住宅・建築物の耐震化に係る取組を促進する。

○埴町の地域防災計画等に位置付けられた防災拠点建築物については、耐震化に係る取組を進める。

（町有施設（庁舎等）の耐震化等）

○大規模災害発生時においても、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、町有建築物の建て替え、集約化、耐震化等を進め、防災拠点となる庁舎等の耐震性を確保するとともに、防災拠点施設としての機能を発揮できるよう取り組みを進める。

（教育施設の耐震化等）

○学校等の教育施設は、地震等の災害発生時に児童・生徒の安全を確保するとともに、避難所等として使用が想定される建物であることから、教育施設の耐震化や学校再編等に伴う施設整備、老朽化した施設の改修等を計画的に進める。

（公共施設等の長寿命化の推進）

○高度経済成長期以降に整備してきた公共施設等が、次々と更新時期を迎えつつあり、施設の機能を保持するための維持管理・更新費用が膨大なものとなることが予想されることから、「埴町公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点による長寿命化・統廃合・更新等を計画的に行い、住民の安全・安心を確保するとともに、財政負担の軽減・平準化を図る。

（消防団の充実・強化）

○消防団は、地域に密着して住民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在であるが、就業構造の変化や過疎化、高齢化などの影響により、消防団員の減少及び高齢化が進んでいることから、若者を中心に消防団加入を促進するとともに、消防団の活動に対して地域や雇用者側からの理解・支援が得られる環境整備、特定の消防団活動（日中の消火活動や災害時の後方支援等）のみを行う消防協力隊の拡充に取り組み、消防団の充実・強化及び地域防災力の向上を図る。

（公園施設の減災対策等）

○都市公園等は、環境保全・景観形成の役割を有する他、都市火災の延焼遅延や災害発生時の避難場所等としての防災機能を備えた公共施設であり、不特定多数の者が利用する施設であることを踏まえた災害への備えが必要である。今後老朽化が進む公園施設について、長寿命化計画に基づく施設更新と適切な維持管理に取り組み、都市公園等の機能保全と公園利用者の安全確保を推進する。

(橋梁施設の耐震対策等)

- 避難対策や物流輸送に必要な防災拠点・町役場等を結ぶ緊急輸送路等において、橋梁の耐震対策を計画的に実施し、緊急輸送ネットワークの強化を図る。また、老朽化した橋梁や道路構造物について、予防保全を取り入れた長寿命化対策を進め、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保を図る。

(空き家対策の推進)

- 適切な管理が行われていない空き家は、大規模自然災害の発生時に倒壊や火災発生危険性が高く、周辺環境の衛生、美観、防犯等の課題も有している。空き家の倒壊・火災等に伴う被害拡大や交通障害の発生を防止するため、国、県、町及び民間団体等が連携して総合的な空き家対策を推進する。

1- (2) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(都市下水路の整備等)

- 台風や集中豪雨などの治水対策として、都市下水路の改修等に取り組むとともに、大規模自然災害が発生したとしても迅速かつ的確な初動対応を実現できる体制を構築する。

(河川管理施設の整備等)

- 台風や集中豪雨などの治水対策として河川管理者に対し河川改修や河川施設の長寿命化等を要請するとともに大規模自然災害に対しては迅速かつ的確な初動対応のため連携強化を図る。
- 普通河川に関しては、河川管理計画を策定し計画的河川整備を推進する。

(農地等の整備等)

- 市街地等の周辺の水田は豪雨時の洪水調節機能を果たすほか、農業用排水路は雨水排水の円滑化を図るうえで有効な施設である。これら農地等を適正に管理することで治水機能の維持強化を図る。特に、小規模区画の水田は区画の拡大と大畦畔により治水機能の向上を図る。

(洪水対策体制の整備・洪水ハザードマップの更新)

- 台風や集中豪雨などによる洪水災害から町民等の生命・財産を守るため、国の「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、町が避難勧告等を遅滞なく発令できるよう、水害リスク情報の提供により、避難勧告等の発令基準策定や洪水ハザードマップの作成・更新を行うとともに、関係機関が連携して洪水対策体制の整備を推進し、防災・減災対策の充実を図る。

(水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築)

- 洪水等からの「逃げ遅れゼロ」を実現するため、地域が連携した減災体制の充実・強化に向けた取組を推進するとともに、地域住民の防災意識の向上を図っていく。
- 水害・土砂災害が発生するおそれがある場合において、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の利用者等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、施設管理者等に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施など、施設

管理者等による主体的な取組の促進を図るとともに、水害・土砂災害からの避難体制の充実・強化を推進していく。

1－(3) 土砂災害等による死傷者の発生

(ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備)

○ 土砂災害から町民の生命と財産を守るため、土砂災害防止等施設の整備をハード対策として福島県に要望するとともに、土砂災害防止法に基づき福島県が実施する基礎調査結果の住民説明会への協力し、土砂災害警戒区域等の指定推進を図る。

○ 土砂災害ハザードマップを作成し、危険区域を地域住民に周知するとともに、避難等災害時の行動について住民理解の向上を図る。また、土砂災害等に関する警戒情報や避難情報を、住民や観光客に対し迅速かつ的確に伝える体制を整備する。

(土砂災害等防止施設の整備等)

○ 町内には土砂災害危険箇所 194 箇所、山地災害危険地区 124 箇所などが全域に点在し、土砂災害等防止施設も数多く整備されている。これら施設は福島県の管理によるものであるが、老朽化や経年変化による機能低下が見受けられる状況にあることから、福島県と連携し適切な維持管理行えるよう協力していく。また、土砂災害等の防止上必要とする地区の整備促進のため情報共有に努める。

(治山施設の整備等)

○ これまでの豪雨災に加え令和元年東日本台風豪雨により、法面崩壊等の山地災害が発生しやすい状況になっており、突発的災害等の可能性が高くなっていることから、福島県との連携を密に、速やかな現地対応を促進する。また、治山施設事業の活用により、溪流や山腹斜面を安定させるための治山施設の整備等を推進する。

(水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築) (再掲)

○ 洪水等からの「逃げ遅れゼロ」を実現するため、地域が連携した減災体制の充実・強化に向けた取組を推進するとともに、地域住民の防災意識の向上を図っていく。

○ 水害・土砂災害が発生するおそれがある場合において、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の利用者等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、施設管理者等に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施など、施設管理者等による主体的な取組の促進を図るとともに、水害・土砂災害からの避難体制の充実・強化を推進していく。

1－(4) 豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

(雪害防止対策に係る情報共有及び連携体制の強化)

○ 過疎化、高齢化の進行に伴い、除雪の担い手不足が深刻化しており、地域ぐるみの支援体制の確立が求められる。行政機関、関係団体、地域住民の情報共有に努める。道路の除雪に関しては、毎年、除雪時期前に町道及び農林道の除雪事業に係る打合せ会を実施し、地元業者と町と除雪計画及び実施路線の確認を行っているが、他の道路管理者との連携も検討していく。

(沿道の防雪施設の整備)

- 当地方の積雪は最大でも 30～50 c m であることから特に防雪施設は整備せず、重機での除雪を行っている。除雪を円滑に進めるための沿道の整備は必要だが、沿道私有地の立ち木等の倒木により重大な支障が出る恐れがあるため、沿道の整備及びそれを促す取り組みを検討する。

(道路の除雪体制等の確保)

- 例年の積雪であれば問題ないが、50 c m を超えるなど豪雪になれば、慣れないオペレーター等での対応となるため除雪が遅れ、孤立する住宅が多数発生するほか、電気通信施設への被害が重なる恐れがあり、孤立した住宅への情報伝達、物資や医療の供給が滞ることが危惧されるため、地元企業の体制強化やオペレーターの訓練などに取り組む。また、生活道路については地域住民自ら行う除雪に対し、除雪機購入補助等の支援を行う。

1－(5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(東日本大震災・原子力災害を踏まえた防災教育の推進)

- 児童・生徒が地域の自然環境、災害や防災について正しい知識を身に付け、災害発生時における危険を理解し、状況に応じた的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができ、また、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができる態度及び能力を育成するため、家庭や地域社会の理解・協力を得ながら、東日本大震災・原子力災害の経験を踏まえた「生き抜く力」を育む防災教育を推進する。

(住民等への情報伝達体制の強化)

- 災害関連情報の途絶及び伝達の遅れによる被害拡大を防ぐため、関係機関及び放送・通信事業者との連携を一層強化し、災害情報共有システム（Lアラート）の運用や緊急速報メール、SNSやIP告知放送の利用など、適時の情報発信と情報提供手段の多重化を図り、住民等への情報伝達体制の強化を推進する。

(福祉避難所の充実・確保)

- 現在、株式会社 埴町振興公社と福祉避難所としての施設利用に関する協定を結んでいる。令和元年10月の台風の際には、湯遊ランドと町中心部を結ぶ道路が寸断される被害があったことを考慮すると、町内各地に福祉避難所として利用できる施設を確保する必要がある。医療施設や、介護施設など関係機関との協議、検討を進める。

(訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化)

- 大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ的確な災害対応を実現するため、県総合防災訓練をはじめ、様々な避難訓練や情報伝達訓練、災害対策本部の設置運営訓練等に取り組み、災害対応の必要な見直しを積み重ねていくことにより、国、県のほか、警察、消防などの防災関係機関や地元消防団等の連携体制と災害対応力の強化、住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図る。

(在留外国人に対する多言語による情報提供)

- 在留外国人は、言語面での障壁から災害時の要配慮者となる可能性があることから、多言語行政サービスの提供や同時通話が可能な通信機器の設置等に係る取組を検討する。

(自助・共助の取組促進)

- 地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組とともに、一人一人が自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要となることから、町民の自助・共助に関する理解を深め、家庭における非常用品の備蓄や地域の防災行事への参加など、自助・共助の取組を促進していく。

(自主防災組織等の強化)

- 自主防災組織による日常の防災活動の活性化を図るため、自主防災組織の人材育成や県総合防災訓練への参画など、自主防災組織の活動を促進する取組を継続し、自主防災組織の機能強化と地域防災力の向上を図る。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-（1）食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

（応急給水体制の整備）

- 大規模自然災害が発生した場合であっても、被災者の飲料水や生活維持に必要な給水を確保するため、飲料水の調達及び輸送に係る災害時応援協定の締結や被災者用物資の備蓄を継続して取り組むとともに、水道事業者の連携・協力による給水対策や応急給水に係る訓練等の実施により、関係機関及び協定締結団体との連携をより一層強化し、応急給水体制の整備を推進する。

（上水道施設の防災・減災対策）

- 大規模自然災害が発生した場合であっても、水道による給水機能を確保するため、水道事業者が将来的な水需要等を踏まえた水道施設（基幹管路や配水池、浄水場など）の耐震化や更新、適切な維持管理を計画的に推進していくための支援・指導を継続するとともに、災害時の初動対応や自治体間の相互応援協力など水道事業継続のための体制整備を促進する。

（物資供給体制の充実・強化）

- 大規模自然災害等の発生時において、必要となる食料や燃料、生活必需品等の物資供給を確保するため、物資等の調達や緊急輸送に関する災害時応援協定の締結団体との連携強化や新規の災害時応援協定の締結等に取り組むとともに、防災訓練の実施等を通じて災害時における物資供給体制の充実・強化を推進する。

（非常用物資の備蓄）

- 災害発生時においても、避難所へ避難している被災者や在宅被災者等に対し、生活の維持に欠かすことのできない食料・飲料水や生活必需品等の供給を確保するため、食料・飲料水、毛布、紙おむつ等の備蓄を行うとともに、備蓄倉庫の確保にも取り組む。今後、災害時に物資を搬出しやすい備蓄倉庫の確保や使用期限が到来する備蓄物資の適時適切な更新を進め、救援対策の充実を図っていく。

（大規模災害時等における応援体制の充実・強化）

- 大規模災害等が発生し、町単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、県や近隣市町村による相互応援協定等を締結し、人的・物的支援について体制の構築を目指す。大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図っていく。

（自助・共助の取組促進）

- 地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組とともに、一人一人が自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要となることから、

町民の自助・共助に関する理解を深め、家庭における非常用品の備蓄や地域の防災行事への参加など、自助・共助の取組を促進していく。

(緊急輸送路等の防災・減災対策)

- 緊急輸送路等は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている道路であることから、法面や岩盤斜面に変状が見られる落石等危険箇所や過去の豪雨で冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進する。緊急輸送路を補完する道路及び避難所等防災施設への道路についても法面や岩盤斜面に変状が見られる落石等危険箇所や過去の豪雨で冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行うとともに、未改良カ所については整備促進を図る。また、防災上新たに必要な緊急輸送路等の整備を図る。

(迂回路となり得る農道・林道の整備)

- 農作業の利便性向上や農産物流通の効率化、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備など、多様な目的により整備される農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも計画的な農道・林道の整備を推進する。

(「道の駅」防災拠点化の推進)

- 災害等の発生時において、救援物資等の運送拠点や防災関係機関の活動拠点、広域避難における中継・休息施設などに「道の駅」を利用することにより、円滑な災害対応を実現するため、県が進めている「道の駅」の防災拠点化の取り組みに対する支援を行う。

2- (2) 長期にわたる孤立集落等の発生

(ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備)

- 土砂災害から町民の生命と財産を守るため、災害発生箇所の再度災害防止対策及び砂防施設の整備をハード対策として重点的に推進するとともに、土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施、土砂災害警戒区域等の指定推進について県に要望していくとともに、町として、も土砂災害ハザードマップの作成や土砂災害を想定した避難訓練などの警戒避難体制の整備を検討していく。

(緊急輸送路等の防災・減災対策) [再掲]

- 緊急輸送路等は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている道路であることから、法面や岩盤斜面に変状が見られる落石等危険箇所や過去の豪雨で冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進する。緊急輸送路を補完する道路及び避難所等防災施設への道路についても法面や岩盤斜面に変状が見られる落石等危険箇所や過去の豪雨で冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行うとともに、未改良カ所については整備促進を図る。また、防災上新たに必要な緊急輸送路等の整備を図る。

(迂回路となり得る農道・林道の整備) [再掲]

- 農作業の利便性向上や農産物流通の効率化、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備など、多様な目的により整備される農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも計画的な農道・林道の整備を推進する。

2 - (3) 消防・医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能及び救助・救急活動の麻痺または大幅な低下

(訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化) [再掲]

- 大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ的確な災害対応を実現するため、県総合防災訓練をはじめ、様々な避難訓練や情報伝達訓練、災害対策本部の設置運営訓練等に取り組み、災害対応の必要な見直しを積み重ねていくことにより、国、県のほか、警察、消防などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織等の連携体制と災害対応力の強化を推進するとともに、地域住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図る。

(大規模災害時等における応援体制の充実・強化) [再掲]

- 大規模災害等が発生し、町単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、県や近隣市町村による相互応援協定等を締結し、人的・物的支援について体制の構築を目指す。大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図っていく。

(消防団の充実・強化) [再掲]

- 消防団は、地域に密着して住民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在であるが、就業構造の変化や過疎化、高齢化などの影響により、消防団員の減少及び高齢化が進んでいることから、若者を中心に消防団加入を促進するとともに、消防団の活動に対して地域や雇用者側からの理解・支援が得られる環境整備、特定の消防団活動（日中の消火活動や災害時の後方支援等）のみを行う消防協力隊の拡充に取り組み、消防団の充実・強化及び地域防災力の向上を図る。

(ドクターヘリによる救急医療体制の充実・強化)

- 大規模自然災害時は、救命救急処置を要する重傷外傷患者の増加や道路交通基盤の被災等により、ドクターヘリの需要増大が見込まれることから、町内のドクターヘリ臨時離着陸場所の確保、ドクターヘリ広域連携の運航拡大を要望、推進し、救急医療体制の充実・強化を推進する。

(災害時医療・福祉人材の確保)

- 災害発生時においても必要な医療・福祉の提供を維持するため、関係団体との連携強化を促進し、訓練や研修等の機会を捉え、災害時における医療・福祉の人材確保を図る。

(福祉避難所の充実・確保) [再掲]

- 災害時における要配慮者の円滑な避難行動を確保するため、関係機関と連携して福祉避難所開設・運営訓練を実施し、福祉避難所の充実・確保を促進する。

(下水道業務継続計画(BCP)の更新・見直し)

- 東日本大震災と同程度の大地震を想定し、下水道施設が被災した場合であっても、速やかにかつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復するため、「埴町下水道業務継続計画(BCP)」に基づく情報伝達訓練の実施や計画見直し等により、災害発生時の対応手順の定着と確実な実行に向けた取組を推進する。

(下水道施設の維持管理)

- 大規模自然災害等によって下水道施設の機能が損なわれた場合、疫病や感染症等がまん延するリスクがあることから、下水道施設を一体的に捉えた長寿命化対策を推進し、下水道施設の持続的な機能確保を図る。

2-(4) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(感染症予防措置の推進)

- 災害時において感染症等がまん延する事態を防ぐため、感染症予防対策のリーダーとして活躍できる人材の育成を進めるとともに、平常時から予防接種や感染症に関する情報提供、検査実施体制の整備、感染症に関する正しい知識や予防策についての普及啓発などに取り組み、感染症予防措置を推進する。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-（1）災害時の治安維持等災害対応力の強化

（災害時の治安維持体制の検討）

- 大規模地震等の発生による停電、道路交通の混乱や避難に伴う空き家の増加により犯罪増加が懸念される。平時から消防団や各地区防犯協会等と連携を強化し、災害時の治安維持体制について検討を進めていく。

3-（2）行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

（業務継続に必要な体制の整備）

- 大規模災害発生時に町役場が自らも被災し、人、物、情報等の資源に制約を受けた場合であっても、優先的に実施すべき業務を的確に行うため、業務継続のための訓練や非常時優先業務の見直しなど、埴町業務継続計画の実効性を高める取組を推進していくとともに、業務継続計画の見直しを行い、災害対応等に必要不可欠な行政機能を確保するための体制整備を促進する。

（受援体制の整備）

- 大規模自然災害の発生時には、町役場が自ら被災し、人、物、情報等の資源に制約を受ける可能性があるとともに、膨大な災害応急対策業務の発生が見込まれることから、県や他の自治体からの人的・物的支援を適切に受け入れ、迅速かつ的確な災害対応を行う体制を構築するため、受け入れの窓口や対象業務等を定める受援体制の整備を推進する。

（防災拠点施設の機能確保）

- いつ災害が発生したとしても速やかに水防本部、災害対策本部を立ち上げ、迅速かつ的確な初動対応を実現するため、防災拠点施設である防災センターや庁舎等の情報通信、消防防災設備及び非常用発電設備等の定期点検や保守管理を適切に継続し、防災拠点施設としての機能の常時確保に取り組む。

（町有施設（庁舎等）の耐震化等） [再掲]

- 大規模災害発生時においても、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、町有建築物の建て替え、集約化、耐震化等を進め、防災拠点となる庁舎等の耐震性を確保するとともに、防災拠点施設としての機能を発揮できるよう取り組みを進める。

（公共施設等の長寿命化の推進） [再掲]

- 高度経済成長期以降に整備してきた公共施設等が、次々と更新時期を迎えつつあり、施設の機能を保持するための維持管理・更新費用が膨大なものとなることが予想されることから、「埴町公共施設等管理計画」に基づき、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点による長寿命化・統廃合・更新等を計画的に行い、住民の安全・安心を確保するとともに、財政負担の軽減・平準化を図る。

(訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化) [再掲]

- 大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ的確な災害対応を実現するため、県総合防災訓練をはじめ、様々な避難訓練や情報伝達訓練、災害対策本部事務局の設置運営訓練等に取り組み、災害対応の必要な見直しを積み重ねていくことにより、国、県のほか、警察、消防などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織等の連携体制と災害対応力の強化を推進するとともに、地域住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図る。

(大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化) [再掲]

- 大規模災害等が発生し、町単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、県や近隣市町村による相互応援協定等を締結し、人的・物的支援について体制の構築を目指す。大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図っていく。

(緊急車両等に供給する燃料の確保) [再掲]

- 大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、石油業協同組合と燃料等の供給に関する災害時応援協定を締結し、また、緊急車両等への優先給油を行う中核給油所や医療施設・避難施設等への燃料配送拠点となる給油所における災害用燃料の備蓄等に取り組んでいる。今後も引き続き、関係機関・各種団体等との緊密な連携の下、災害時に必要な燃料の確保に向けた取組を推進していく。

3- (3) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(防災拠点施設の機能確保) [再掲]

- いつ災害が発生したとしても速やかに水防本部、災害対策本部を立ち上げ、迅速かつ的確な初動対応を実現するため、防災拠点施設である防災センターや庁舎等の情報通信、消防防災設備及び非常用発電設備等の定期点検や保守管理を適切に継続し、防災拠点施設としての機能の常時確保に取り組む。

(情報システムの業務継続体制 (ICT-BCP) の強化)

- 大規模災害等が発生した場合であっても、重要業務に係る情報システムを中断させず、また、中断に至ったとしてもできるだけ早く復旧させるため、「埴町ICT部門の業務継続計画」に基づき、障害発生によって甚大な影響を与える情報システム機器の冗長化、保守運用管理体制の確保及び老朽化した機器の更新等により、情報システムによる業務継続の体制強化を推進する。

(情報通信設備の耐災害性の強化)

- 地震や地域停電でも情報通信設備が止まらない体制の確保に向けて、庁舎内に設置されているシステムのサーバ統合やクラウド化、民間データセンターのハウジング委託を活用した重要ネットワーク機器の運用管理等の検討を進め、情報通信設備の耐災害性の強化を図る。

(多様な通信手段の確保)

- 災害等発生時において災害現場における被害状況や住民避難等に関する災害関連情報の伝達・収集を行うため、IP告知システムやLアラートの活用、FM臨時災害局の開設、長距離無線LANなど、多様な通信手段の維持・確保に取り組んでいく。

(住民等への情報伝達体制の強化)

- 災害関連情報の途絶及び伝達の遅れによる被害拡大を防ぐため、関係機関及び放送・通信事業者との連携を一層強化し、災害情報共有システム（Lアラート）の運用や緊急速報メール、SNSやIP告知放送の利用など、適時の情報発信と情報提供手段の多重化を図り、住民等への情報伝達体制の強化を推進する。

4 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

4－（1）サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞

（高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備）

- 災害発生時においても救援・救助に係る人員・物資等の円滑な輸送を確保するため、地域間の連携強化に向けた高速交通体系等の整備について、国、県に、高速自動車国道・地域高規格道路に至る幹線道路ネットワークの早期整備を要望、推進する。

（緊急輸送路等の防災・減災対策） [再掲]

- 緊急輸送路等は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている道路であることから、法面や岩盤斜面に変状が見られる落石等危険箇所や過去の豪雨で冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進する。緊急輸送路を補完する道路及び避難所等防災施設への道路についても法面や岩盤斜面に変状が見られる落石等危険箇所や過去の豪雨で冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行うとともに、未改良カ所については整備促進を図る。また、防災上新たに必要な緊急輸送路等の整備を図る。

（迂回路となり得る農道・林道の整備） [再掲]

- 農作業の利便性向上や農産物流通の効率化、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備など、多様な目的により整備される農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも計画的な農道・林道の整備を推進する。

（橋梁施設の耐震対策等） [再掲]

- 避難対策や物流輸送に必要な防災拠点・町役場等を結ぶ緊急輸送路等において、橋梁の耐震対策を計画的に実施し、緊急輸送ネットワークの強化を図る。また、老朽化した橋梁や道路構造物について、予防保全を取り入れた長寿命化対策を進め、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保を図る。

（家畜伝染病対策の充実・強化）

- 大規模自然災害時においても家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、初動防疫に必要な資材の備蓄、防疫演習の実施、防疫対策業務に関する協定締結など、家畜伝染病対策の充実・強化に向けた取組を促進し、関係機関との緊密な連携の下、家畜防疫体制の一層の強化を図る。

4－（2）食料等の安定供給の停滞

（高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備） [再掲]

- 災害発生時においても救援・救助に係る人員・物資等の円滑な輸送を確保するため、地域間の連携強化に向けた高速交通体系等の整備について、国、県に、高速自動車国道・地域高規格道路に至る幹線道路ネットワークの早期整備を要望、推進する。

(緊急輸送路等の防災・減災対策) [再掲]

- 緊急輸送路等は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている道路であることから、法面や岩盤斜面に変状が見られる落石等危険箇所や過去の豪雨で冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進する。緊急輸送路を補完する道路及び避難所等防災施設への道路についても法面や岩盤斜面に変状が見られる落石等危険箇所や過去の豪雨で冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行うとともに、未改良カ所については整備促進を図る。また、防災上新たに必要な緊急輸送路等の整備を図る。

(迂回路となり得る農道・林道の整備) [再掲]

- 農作業の利便性向上や農産物流通の効率化、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備など、多様な目的により整備される農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも計画的な農道・林道の整備を推進する。

(食料生産基盤の整備)

- 食料生産基盤である農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることから、ほ場の区画整理による食料生産基盤の整備を促進し、安定的かつ効率的な営農を推進する。

(農業水利施設の適正な保全管理)

- 町内の農業水利施設の多くは、老朽化等による機能低下が進んでいる。また、地域農業を支える農家の減少、高齢化、農業所得の低下といった施設管理体制に弱体化の傾向があり、農業水利施設の維持管理が課題となっている。災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理に取り組み、安全安心な農山村づくりを促進する。

5 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保し、これらの早期復旧を図る

5-（1）電気・石油・ガス等の供給機能の停止

（避難所等へのLPガス供給）

- 災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定の締結を進め、災害に伴う停電発生時においても、避難所における被災者の生活支援や応急対策を行うために必要なLPガス燃料・器具等を確保するとともに、いつ起こるか分からない災害に備えて、日頃からの協力要請や連絡体制を相互に確認し、ガス供給事業者との連携強化に取り組む。

（電力関係事業者との連携強化）

- 大規模自然災害等に伴う停電が発生した場合であっても、速やかな電力施設等の応急復旧により、防災拠点施設や避難所等において必要となる電力を確保するため、日頃からの電力関係事業者との連絡体制の確認、連携強化を図り、電力の応急対策の充実に取り組んでいく。

（緊急車両等に供給する燃料の確保） [再掲]

- 大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、石油業協同組合と燃料等の供給に関する災害時応援協定を締結し、また、緊急車両等への優先給油を行う中核給油所や医療施設・避難施設等への燃料配送拠点となる給油所における災害用燃料の備蓄等に取り組んでいる。今後も引き続き、関係機関・各種団体等との緊密な連携の下、災害時に必要な燃料の確保に向けた取組を推進していく。

5-（2）上下水道等の長期間にわたる機能停止

（上水道施設の防災・減災対策） [再掲]

- 大規模自然災害が発生した場合であっても、水道による給水機能を確保するため、水道事業者が将来的な水需要等を踏まえた水道施設（基幹管路や配水池、浄水場など）の耐震化や更新、適切な維持管理を計画的に推進していくための支援・指導を継続するとともに、災害時の初動対応や自治体間の相互応援協力など水道事業継続のための体制整備を促進する。

（下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進） [再掲]

- 東日本大震災と同程度の大地震を想定し、下水道施設が被災した場合であっても、速やかにかつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復するため、「埴町下水道業務継続計画（BCP）」に基づく情報伝達訓練の実施や計画見直し等により、災害発生時の対応手順の定着と確実な実行に向けた取組を推進する。

（下水道施設の維持管理） [再掲]

- 大規模自然災害等によって下水道施設の機能が損なわれた場合、疫病や感染症等がまん延するリスクがあることから、「埴町流域下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設を一体的に捉えた長寿命化対策及びライフサイクルコストの低減を推進し、下水道施設の持続的な機能確保を図る。

(農業集落排水施設の整備等)

- 東日本大震災により被害が発生した農業集落排水処理施設の整備及び老朽化した施設の改築・更新を推進するとともに、施設の長寿命化を計画的に進めるための最適整備構想の策定や適時適切な施設の修繕・更新に取り組み、農村生活環境の改善、農業用排水の水質保全・機能維持及び公共用水域の水質保全を促進する。

5－(3) 基幹交通及び地域交通ネットワークが分断する事態

(高規格幹線道路・地域高規格道路等の整備) [再掲]

- 災害発生時においても救援・救助に係る人員・物資等の円滑な輸送を確保するため、地域間の連携強化に向けた高速交通体系等の整備について、国、県に、高速自動車国道・地域高規格道路に至る幹線道路ネットワークの早期整備を要望、推進する。

(緊急輸送路等の防災・減災対策) [再掲]

- 緊急輸送路等は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている道路であることから、法面や岩盤斜面に変状が見られる落石等危険箇所や過去の豪雨で冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を推進する。緊急輸送路を補完する道路及び避難所等防災施設への道路についても法面や岩盤斜面に変状が見られる落石等危険箇所や過去の豪雨で冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行うとともに、未改良カ所については整備促進を図る。また、防災上新たに必要な緊急輸送路等の整備を図る。

(迂回路となり得る農道・林道の整備) [再掲]

- 農作業の利便性向上や農産物流通の効率化、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備など、多様な目的により整備される農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも計画的な農道・林道の整備を推進する。

(橋梁施設の耐震対策等) [再掲]

- 避難対策や物流輸送に必要な防災拠点・町役場等を結ぶ緊急輸送路等において、橋梁の耐震対策を計画的に実施し、緊急輸送ネットワークの強化を図る。また、老朽化した橋梁や道路構造物について、予防保全を取り入れた長寿命化対策を進め、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保を図る。

(ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備) [再掲]

- 土砂災害から町民の生命と財産を守るため、災害発生箇所の再度災害防止対策及び砂防施設の整備をハード対策として重点的に推進するとともに、土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施、土砂災害警戒区域等の指定推進について県に要望していくとともに、町として、も土砂災害ハザードマップの作成や土砂災害を想定した避難訓練などの警戒避難体制の整備を検討していく。

(沿道の防雪施設の整備) [再掲]

- 人家が連続して排雪スペースが無く除雪作業が困難な区間、急勾配を有する峠部や歩道等において、路面凍結によるスリップ事故等を防止し、冬期交通における安全性の向上を図るため、凍結抑制舗装の整備等を検討し、より効率的かつ信頼性の高い安全対策に取り組む。

(道路の除雪体制等の確保) [再掲]

- 例年の積雪であれば問題ないが、50cmを超えるなど豪雪になれば、慣れないオペレーター等での対応となるため除雪が遅れ、孤立する住宅が多数発生するほか、電気通信施設への被害が重なる恐れがあり、孤立した住宅への情報伝達、物資や医療の供給が滞ることが危惧されるため、地元企業の体制強化やオペレーターの訓練などに取り組む。また、生活道路については地域住民自ら行う除雪に対し、除雪機購入補助等の支援を行う。
- 雪の多い地区において冬期通行不能区間の発生による交通途絶を回避するため、複数経路を確保するなど、冬期間の通行不能区間の解消に向けた道路整備を推進する。

(地域公共交通の確保)

- 鉄道・バス等の地域公共交通は、災害時の救援に係る物資等輸送や住民避難の輸送手段として重要であるとともに、過疎・中山間地域の日常生活を支え、地域コミュニティを維持するために必要な生活基盤であることから、公共交通機関の利用促進・経営安定化支援など、地域公共交通の維持・確保のための取組を推進する。

5- (4) 異常渇水等による用水の供給途絶

(渇水時における情報共有体制の確保)

- いざ渇水が発生したとしても町内の渇水状況を迅速に把握し、的確な初動対応を実現できるよう、渇水に関する基礎的情報の収集と渇水対策関係者による情報共有体制の強化に向けた取組を促進する。

(農業用水の渇水対策)

- 異常渇水の発生時又は発生するおそれがある場合においても、渇水時対策資料(非常配備体制表、用水系統図等)の準備・提供や農業用水の計画的な配水・節水などの対策を適切に実施するため、関係機関との情報共有や連携対応に係る体制の強化を図り、農業用水の渇水対策の充実にに向けた取組を推進する。

6 制御不能な二次災害を発生させない

6－（１）ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

（農業水利施設の適正な保全管理）〔再掲〕

- 町内の農業水利施設の多くは、老朽化等による機能低下が進んでいる。また、地域農業を支える農家の減少、高齢化、農業所得の低下といった施設管理体制に弱体化の傾向があり、農業水利施設の維持管理が課題となっている。災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理に取り組み、安全安心な農山漁村づくりを促進する。

（農業用ため池ハザードマップの作成）

- 東日本大震災では多くのため池で決壊等の被害が発生したという教訓を踏まえ、農業用ため池の防災・減災対策の推進を図る。

（ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備）〔再掲〕

- 土砂災害から町民の生命と財産を守るため、災害発生箇所の再度災害防止対策及び砂防施設の整備をハード対策として重点的に推進するとともに、土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施、土砂災害警戒区域等の指定推進について県に要望していくとともに、町として、も土砂災害ハザードマップの作成や土砂災害を想定した避難訓練などの警戒避難体制の整備を検討していく。

6－（２）有害物質の大規模拡散・流出

（有害物質の拡散・流出防止対策の推進）

- 災害・事故発生時の化学物質による環境汚染を防止するため、工場・事業場における化学物質の使用量・製造量の把握や周辺環境（大気・排水等）の調査に取り組むとともに、工場・事業場における管理規程の作成、施設・設備の保守点検の実施及び緊急時における迅速な応急措置等を促進し、有害物質使用事業場における防災・減災対策及び有害物質の拡散・流出防止対策を推進する。

（アスベスト使用被災建築物の適切な管理・解体）

- 災害発生時においてアスベスト使用建築物が損壊・破損することに伴い、アスベストが飛散・暴露するおそれがあることから、平常時から関係部局等との連携の下、アスベスト使用建築物の所在情報を把握するとともに、災害時において迅速かつ的確な応急対策を行うための体制整備を進める。

6－（3）農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（食料生産基盤の整備） [再掲]

- 食料生産基盤である農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることから、ほ場の区画整理による食料生産基盤の整備を促進し、安定的かつ効率的な営農を推進する。

（災害に強い森林の整備）

- 原子力災害に伴う避難指示や放射性物質による汚染等の影響により、森林整備や林業生産活動が停滞し、水源かん養や山地災害防止機能等の森林が有する多面的機能の低下が懸念されている状況にあることから、森林整備と放射性物質対策を一体的に取り組み、多面的機能を高度に発揮できる健全な森林整備や山村経済の振興等を図り、災害に強い森林づくりを推進する。

（農業水利施設の適正な保全管理） [再掲]

- 町内の農業水利施設の多くは、老朽化等による機能低下が進んでいる。また、地域農業を支える農家の減少、高齢化、農業所得の低下といった施設管理体制に弱体化の傾向があり、農業水利施設の維持管理が課題となっている。災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理に取り組み、安全安心な農山村づくりを促進する。

（鳥獣被害防止対策の充実・強化）

- 近年、有害鳥獣の生息域が拡大傾向にある一方、対策に当たる人材が不足し、農作物等への被害増加が懸念される状況にある。鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生や集落機能の低下、森林の荒廃等は、災害発生時における被害拡大のリスクを増加させる可能性もあることから、生息環境の管理、被害防除及び効果的な捕獲等を組み合わせた総合的な対策を推進するとともに、鳥獣被害防止対策を担う人材の育成に取り組み、関係機関との連携協力による鳥獣被害防止対策の充実・強化を図る。

（農業・林業の担い手確保・育成）

- 農業者の高齢化や農業経営体数の減少、東日本大震災及び原子力災害の影響に伴う避難、風評による営農意欲の減退等の課題が懸念される中において、農地等の荒廃に伴い災害時の被害が拡大する事態を回避するため、認定農業者・新規就農者の確保・育成や企業の農業参入支援を推進するとともに、農用地の利用集積や経営の規模拡大・効率化を促進し、経営基盤の強化を図ることによる営農再開や農業担い手の確保に取り組む。
- 東日本大震災及び原子力災害の発生以降停滞している森林林業を再生し、森林が有する多面的機能の高度発揮による災害に強い森林づくりを推進するため、林業が魅力ある職場となるための対策や技術習得に係る研修制度の充実など、林業担い手の確保・育成に取り組む。

7 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

7- (1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる

(災害廃棄物処理計画の策定・処理・収集運搬体制の充実・強化)

- 大規模な地震や水害等の発生時には、通常どおりの廃棄物処理が困難となるとともに、大量の廃棄物が発生することが見込まれるため、災害廃棄物等の撤去、収集運搬、処理・処分に関する体制の充実・強化に取り組んでいく。

7- (2) 復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる

(人的支援の受け入れ)

- 町の職員・施設等が被災することによって行政機能が大幅に低下し、復旧・復興が遅れる事態を回避するため、関係機関との連携を密にしながら、国、県及び他の地方公共団体からの職員応援派遣の受け入れ等を円滑に行う体制の整備を進めていく。

(大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化) [再掲]

- 大規模災害等が発生し、町単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、県や近隣市町村による相互応援協定等を締結し、人的・物的支援について体制の構築を目指す。大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図っていく。

(復旧・復興を担う人材の育成)

- 大規模自然災害の発生時において、損壊の危険がある被災建築物や土砂災害危険箇所等における二次災害の発生を防止し、応急復旧活動を円滑に実施する体制を整えるため、複雑化かつ多様化する復旧・復興業務へ速やかに対応できる人材育成を推進する。

(災害・復興ボランティア関係団体との連携強化)

- 大規模自然災害等が発生した場合であっても、ボランティアを円滑に受け入れ、ボランティアを必要とする作業内容や場所等の把握、災害ボランティアセンターの設置、ボランティアの活動調整等を適切に行うため、ボランティア受入施設等の担当者研修や災害ボランティアセンター運営講座、NPOや社会福祉協議会との連携・協働に向けた合同会議の開催など、県内のボランティア関係団体等との連携を強める取組を促進し、災害・復興ボランティア受入体制の充実を図る。

7- (3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる

(地域公共交通の確保) [再掲]

- 鉄道・バス等の地域公共交通は、災害時の救援に係る物資等輸送や住民避難の輸送手段として重要であるとともに、過疎・中山間地域の日常生活を支え、地域コミュニティを維持するために必要な生活基盤であることから、公共交通機関の利

用促進・経営安定化支援など、地域公共交通の維持・確保のための取組を推進する。

(自助・共助の取組促進) [再掲]

- 地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組とともに、一人一人が自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要となることから、町民の自助・共助に関する理解を深め、家庭における非常用品の備蓄や地域の防災行事への参加など、自助・共助の取組を促進していく。

(自主防災組織等の強化) [再掲]

- 自主防災組織による日常の防災活動の活性化を図るため、自主防災組織の人材育成や県総合防災訓練への参画など、自主防災組織の活動を促進する取組を継続し、自主防災組織の機能強化と地域防災力の向上を図る。

(地籍調査の推進)

- 地籍の明確化は、各防災対策や被災後の迅速な復旧・復興、適切な森林管理による土砂災害防止等に幅広く資するものであるため、地籍調査の早期完了に向け、国、県や各関連分野との調整を行い、「国土調査法第 19 条第 5 項指定」等の活用も検討しながら地籍調査の推進を図る。

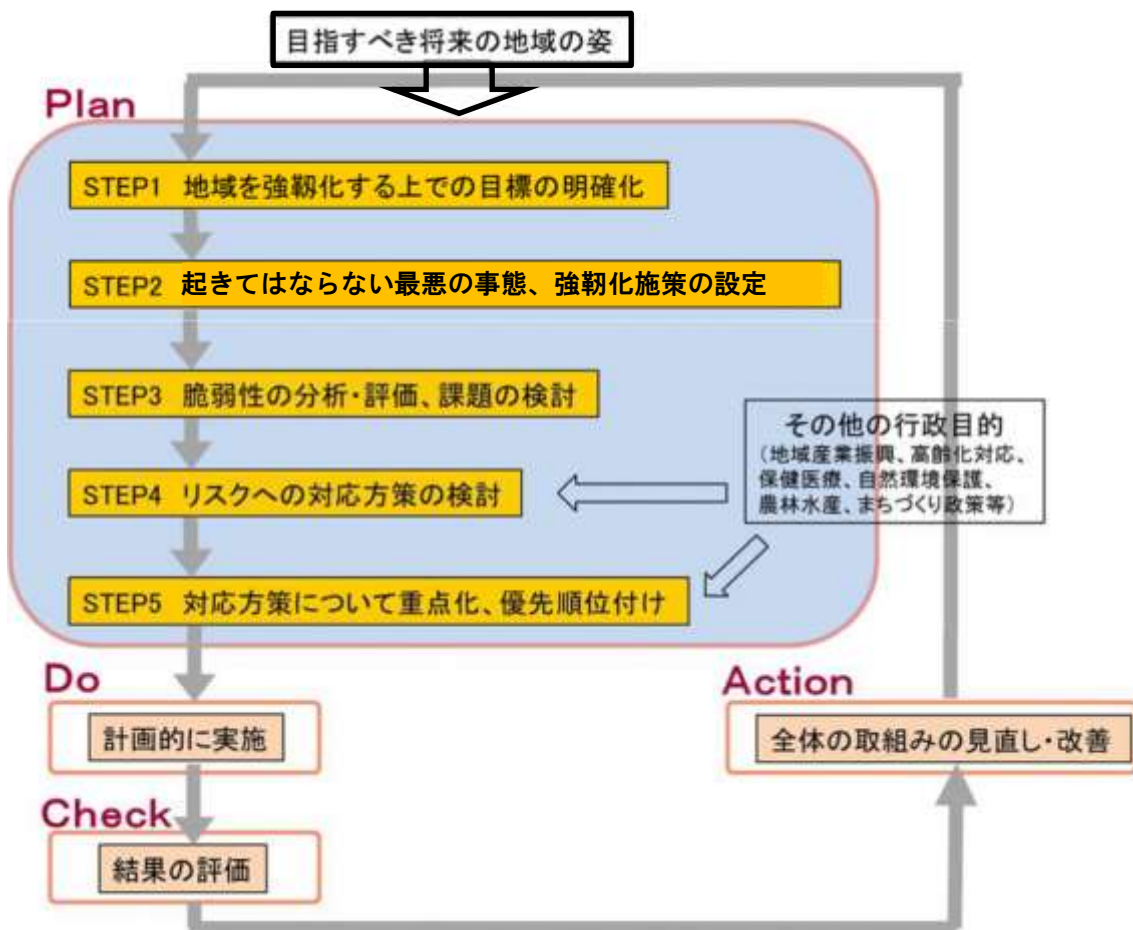
第6章 計画の推進

1 推進体制

本計画の推進については、埴町国土強靱化地域計画推進連絡会議を中心とする部局横断的な体制の下、国土強靱化に関する情報を共有し、強靱化施策に係る進捗状況や課題等を踏まえた計画見直しを検討するとともに、国、県、関係機関、民間事業者等と緊密に連携・協力して「災害に強い町づくり」に取り組む。

2 進捗管理及び見直し

本計画に基づく強靱化施策の実効性を確保するため、数値指標等を用いて強靱化施策の進捗管理を可能な限り定量的に行い、本町を取り巻く社会経済情勢の変化や本町における各種計画等との調和を勘案しつつ、PDCAサイクルによる見直しを適宜行うものとする。



埜町国土強靱化地域計画

(令和2年3月)